

③電子申請・届出システム等について

県では、介護現場における文書負担軽減のため、令和7年6月より、オンラインによる指定申請等が可能な「電子申請・届出システム」の運用を開始しています。

「電子申請・届出システム」では、画面上で直接、様式等のウェブ入力ができるとともに、添付書類をシステム上で併せて提出することが可能です。新規指定申請、指定更新申請、変更届出、再開届出、廃止・休止届出、加算届出などが含まれます。

なお、システムによる申請が難しい場合は、従来通り紙媒体での提出も可能です。

- 徳島県「電子申請・届出システムについて」
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/topics/7247797/>

○ 申請・届出システムの対象

● 申請・届出の対象事項

- 新規指定申請、指定更新申請
- 変更届出、再開届出、廃止・休止届出
- 指定辞退届出、(みなし)指定を不要とする旨の届出
- 介護老人保健施設・介護医療院に係る諸申請（開設許可事項変更、管理者承認、広告事項許可等）
- 介護給付費算定に係る体制等届出（加算に関する届出）
- 老人福祉法の届出等

● 申請に必要な書類

介護保険関連の諸手続き（新規指定・更新・変更等）におきましては、事前の書類準備が必要となります。

申請・届出の種類によって必要な添付資料や提出期限が定められておりますので、まずは徳島県のホームページをご確認いただき、記載されている必要資料を漏れなくご準備くださいますようお願いいたします。

- 事業（予定）者の方へ
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/jigyoinfo/jigyoi/>

《各種届出書・申請書の提出期限等》

※届出が必要な事項									
(1)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出ている事項に変更があったとき。(加算等の単位数が変わるとき。)									
<p><加算等を届け出た日と算定開始日></p> <table border="1"> <tr> <td>訪問通所サービス、福祉用具貸与</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●毎月15日以前に届出 → 翌月から算定 ●毎月16日以降に届出 → 翌々月から算定 </td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション(緊急時訪問看護加算)</td> <td>●届出が受理された日から算定</td> </tr> <tr> <td>短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、介護保険施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合は、その月から算定) </td> </tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●毎月15日以前に届出 → 翌月から算定 ●毎月16日以降に届出 → 翌々月から算定 </td> </tr> </table> <p><加算の要件を満たさなくなった場合></p> <p>事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなったときは、その旨を速やかに届け出てください。</p> <p>加算等の算定は、基準に該当しなくなった日から行うことができません。</p>		訪問通所サービス、福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月15日以前に届出 → 翌月から算定 ●毎月16日以降に届出 → 翌々月から算定 	訪問看護ステーション(緊急時訪問看護加算)	●届出が受理された日から算定	短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、介護保険施設	<ul style="list-style-type: none"> ●届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合は、その月から算定) 	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月15日以前に届出 → 翌月から算定 ●毎月16日以降に届出 → 翌々月から算定
訪問通所サービス、福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月15日以前に届出 → 翌月から算定 ●毎月16日以降に届出 → 翌々月から算定 								
訪問看護ステーション(緊急時訪問看護加算)	●届出が受理された日から算定								
短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、介護保険施設	<ul style="list-style-type: none"> ●届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合は、その月から算定) 								
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月15日以前に届出 → 翌月から算定 ●毎月16日以降に届出 → 翌々月から算定 								
(2)事業の廃止又は休止をするとき及び再開をしたとき。									
事業を休止する場合	休止予定日の1月前								
事業を廃止する場合	廃止予定日の1月前								
事業を再開する場合	再開後10日以内								
(3)申請者又は事業所の名称若しくは所在地に変更があったとき。 (4)代表者、管理者若しくは役員の住所又は氏名に変更があったとき。 (5)運営規程に掲げる利用定員、利用料及びその他費用等に変更があったとき。 (6)介護支援専門員が必置とされる事業所において、介護支援専門員に異動があったとき。 (7)その他届出が必要な事項に変更があったとき。	変更後10日以内								
※申請が必要な事項									
(1)介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可事項に変更があるとき。 ①敷地面積、②建物構造、③施設の共用の場合の利用計画、④運営規程(職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る)、⑤協力医療機関	変更予定日の1月前								
(2)介護老人保健施設又は介護医療院の管理者に変更があるとき。	変更予定日の14日前								
(3)介護老人保健施設又は介護医療院の広告事項に変更があるとき。	変更予定日の1月前								

※各種届出(申請)の様式、添付書類等については、徳島県ホームページのサブサイト「介護保険についてのお知らせ」に掲載していますので、届出(申請)の際には必ずご確認ください。(https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/)

○ システム利用に向けた準備事項

システム利用にあたり、事業者はあらかじめ以下の準備を行う必要があります。

● G ビズ ID の取得

システムの利用には、デジタル庁の「G ビズ ID」のアカウントが必須です。

「G ビズ ID」にはいくつか種類がありますが、本システムで利用可能なアカウントは、「G ビズ D プライム」および「G ビズ D メンバー」のみです。

※「G ビズ D エントリー」は利用できません。

※G ビズ ID の作成には日数を要する必要があるため、余裕を持って事前に申請を行っていただきますようお願い申し上げます。直前の申請ですと、ご希望の時期に間に合わない恐れがございます。



出典：デジタル庁「G ビズ ID」

G ビズ ID 作成ガイドや各種関連フォーマットは、デジタル庁「G ビズ ID | ご利用ガイド」からダウンロードできます。

- デジタル庁「G ビズ ID | ご利用ガイド」
<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

- **電子申請・届出システムへのログイン**

システムの操作方法については、電子申請・届出システムのログイン画面右上のヘルプから操作マニュアルを確認できます。また、操作ガイドを基に、実際のシステム画面で手順を解説した動画も併せてご参照ください。

- 「電子申請・届出システム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- **登記事項証明書の電子提出**

登記事項証明書に代えて、登記情報提供サービスの「照会番号」による申請も可能です。「照会番号」を利用する場合は、登記情報提供サービス（有料）で番号を発行し、照会番号および発行年月日を提出してください。

なお、従来通り紙媒体での提出も可能です。紙媒体で提出する場合は、従来通り登記事項証明書の原本をご提出ください。

- 「登記情報提供サービス」

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

○ お問い合わせ先

- **G ビズ ID に関する相談**

デジタル庁 G ビズ ID ヘルプデスクへお問い合わせください。

※電話・メールでも受け付けています。

- デジタル庁「G ビズ ID | ご意見・お問合せ」

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

- 電話番号：0570-023-797

- 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

- **申請・届出に関する相談**

徳島県保健福祉部長寿いきがい課（在宅サービス指導担当・施設サービス指導担当）の連絡先は次のとおりです。

- 電話番号（在宅）：088-621-2169、2192、2214

- 電話番号（施設）：088-621-2159、2168、2182

- メールアドレス：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp